

労働衛生行政の動向について

1. 兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（13次防）の取組状況について
2. 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（案）（14次防）について
3. 作業環境測定機関に対する監査指導について

兵庫労働局労働基準部 健康課
令和5年2月17日（金）



兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画 (13次防) (2018~2022) 労働衛生関係



兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（労働衛生関係）

計画の重点事項等

1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

- (1) 労働者の健康確保の強化
 - ① 産業医・産業保健機能の強化
 - ② 過重労働による健康障害防止対策
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策等
 - ① メンタルヘルス不調の予防
 - ② パワーハラスメント対策の推進

2 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

- (1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対策
 - ① 腰痛予防対策
 - ② 熱中症予防対策

3 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- (1) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策

4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- (1) 化学物質による健康障害防止対策
- (2) 石綿による健康障害防止対策
- (3) 受動喫煙防止対策
- (4) 粉じん障害防止対策



1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

労働者の健康確保の強化

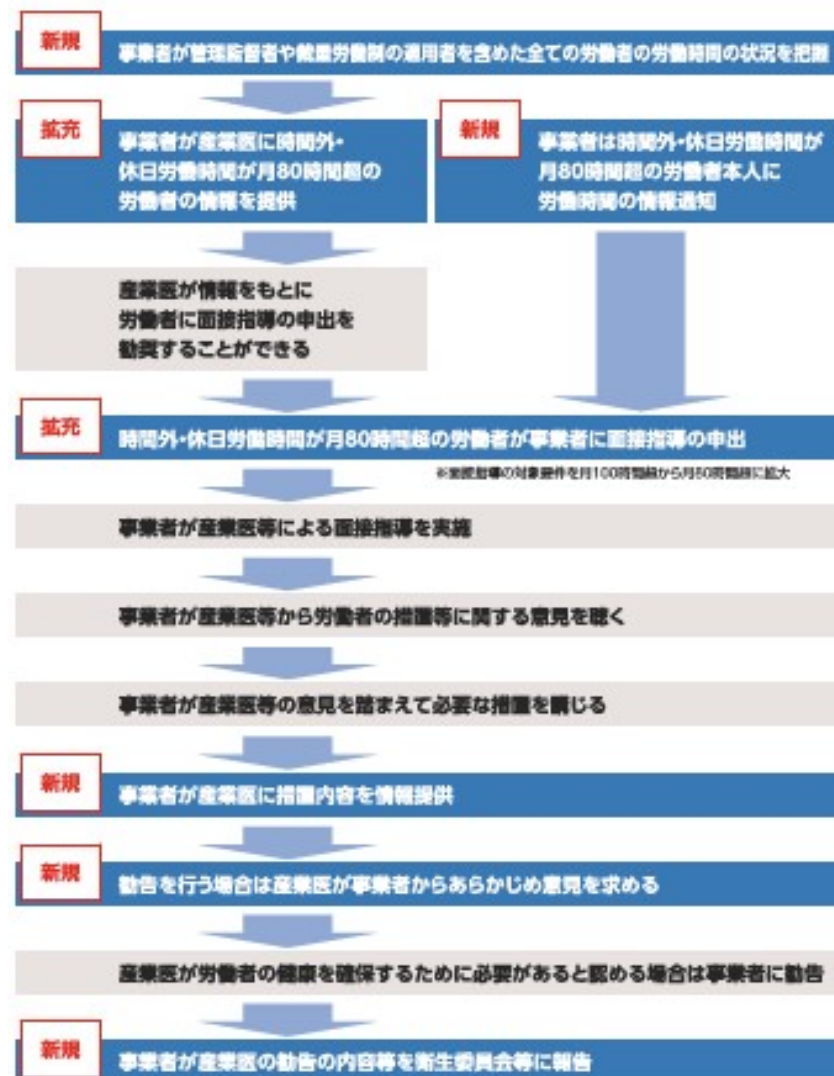
①②働き方改革関連法のうち、労働安全衛生法の改正により、**過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止**し、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、「**産業医・産業保健機能**」と「**長時間労働者に対する医師の面接指導等**」が強化されていることから、各種集団指導、監督指導等、認定産業医研修の場を活用するなど、あらゆる機会を捉え、パンフレット等を活用し周知を図っています。

①健康診断結果における**有所見者に対する医師の意見聴取及び就業上の措置**について、**9月の「職場の健康診断実施強化月間」**において重点的な周知・指導を行うとともに、兵庫県下の自治体に対して、ホームページや広報誌への掲載依頼を行っています。

さらに、「職場の健康診断実施強化月間」のリーフレットを作成し、**兵庫産業保健総合支援センター**を通じ、**地域窓口（地域産業保健センター）**に配布の上、関係事業場への周知依頼を行っています。

また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の利用勧奨を行っています。

長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

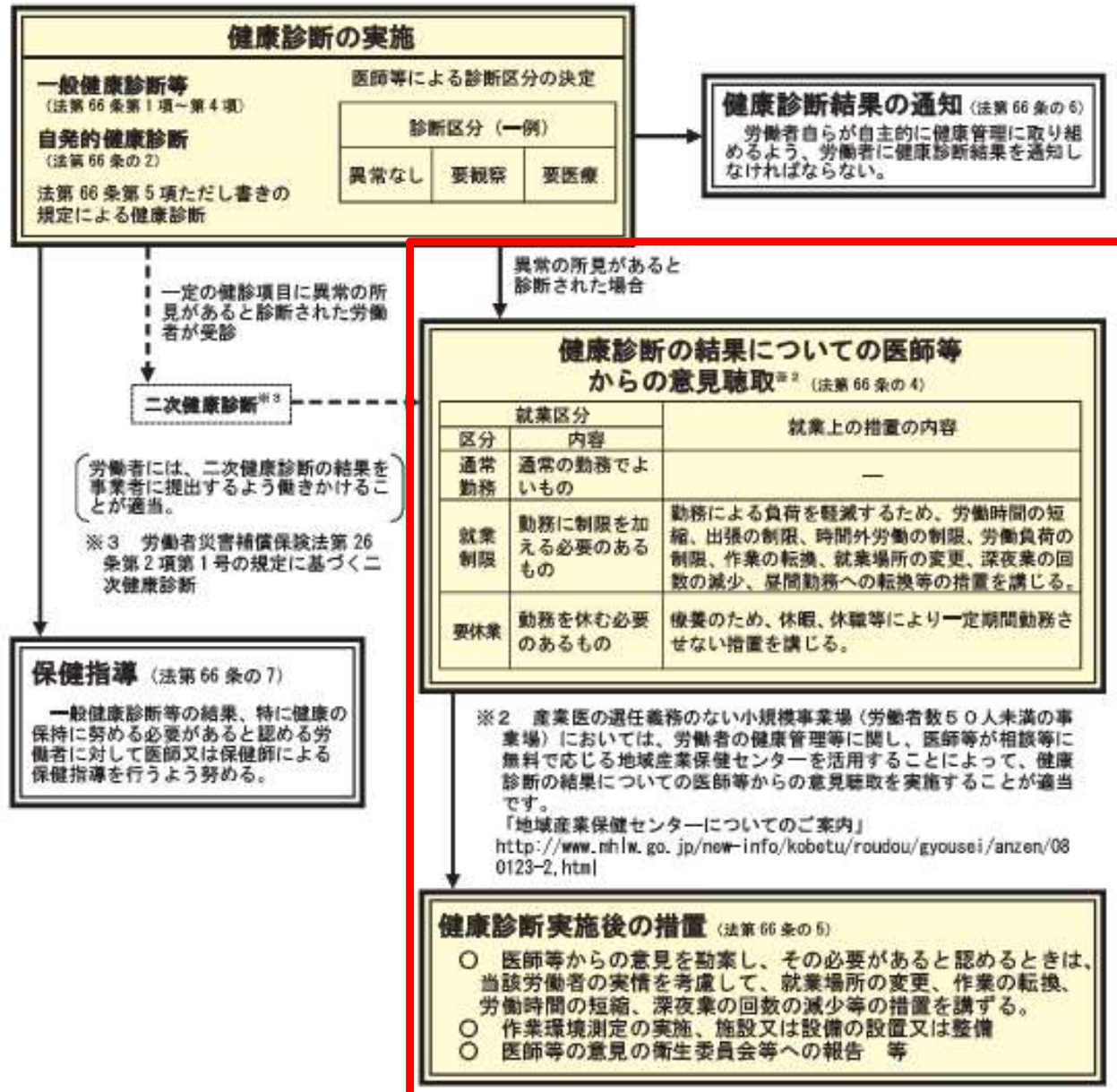


県内における定期健康診断及び特殊健康診断の**有所見率**



健康診断結果における有所見者に対する医師の意見聴取及び就業上の措置

● 健康診断の実施とその後の手順等



報道関係者 各位

「職場の健康診断実施強化月間」について

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に変更して徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

事業者の皆様におかれましては、別添資料を参考に、自身の事業場における健康診断の実施状況等をご確認いただき、適切な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

別添

- ▶ [【別添1】9月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）](#)
- ▶ [【別添2】「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（通知）](#)

厚生労働省HP



事業者と保険者との連携（コラボヘルス）

事業者の皆さまへ

別添1

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください～

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度強化月間の重点通知事項は、「医療保険者^{※1}との連携」によるコラボヘルスの推進です。

■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組につながりました。
- 健康保険組合による健康外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください^{※2}

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
 - ①従業員は、マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できるようになり、自らの健康管理に役立てることができ、
 - ②事業者は、医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。

- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している^{※3}「モデル健康診断委託契約書」や「二診健康診断標準契約書」をご活用ください。



資料はこちら

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国民健康保険、共済組合等を指します。

※2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

<ご参考>

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに重点した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、費用を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。

※R3.12の健康保険法等の一部改正により、**保険者から定期健康診断結果の写しの提供を求められたときは、40歳未満の労働者についても、保険者への提供が義務となり、労働者本人の同意も不要となりました。**

コラボヘルスリーフレット(R4.8)



労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう —労働安全衛生規則の一部改正—

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、**労働者の人数にかかわらず**、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。（下線部：改正事項）

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条） ※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

対象業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断（定期的なものに限る。）を行った事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書・裏面参照）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

◆ 施行期日 令和4年10月1日

兵庫労働局・各労働基準監督署



・**有害業務※**に従事する労働者に対し、**歯科健康診断**を実施してください。

※有害業務

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務

・**労働者数に関わらず報告義務化**

・**新様式**「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」が出来ました。

・施行日：**令和4年10月1日**

リーフレット「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう」



1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策

①「過労死等ゼロ緊急対策」を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場に対する必要な指導や事業場外資源によるケアとして、**専門ポータルサイト「こころの耳」**を紹介するとともに、リーフレット等を配布することにより事業場の取組を支援しています。

また、兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「**労働者の心の健康の保持増進のための指針**」の周知など、メンタルヘルス対策の取組を推進しています。

兵庫産業保健総合支援センター
のメンタルヘルス対策支援事業
(令和4年4月～12月末)

支援事業	実施回数
個別訪問支援	143回
管理監督者教育	27回 (576人)
若年労働者向け教育	66回 (869人)

ストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析及び職場環境改善の取組についても、あらゆる機会を捉え周知しています。

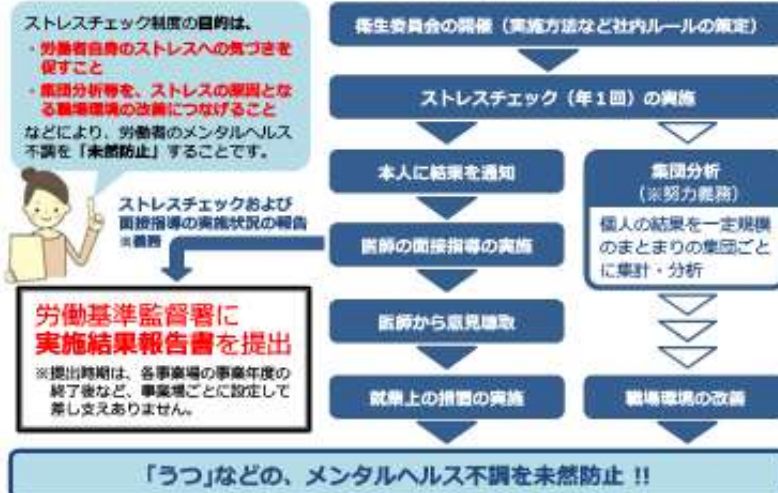
また、集団分析結果に基づく職場環境の改善など、**兵庫産業保健総合支援センター支援事業**の利用**勧奨**を行っています。

事業者の皆さまへ

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。(平成27年12月から適用)

ストレスチェック制度の実施手順



《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、必ず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内報**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた
検討事項

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな資格者を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を見出すか
- ⑤ 面接指導の申し出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するか 等



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H29.1

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 （メンタルヘルス指針）

3つの予防

- ・ 1次予防：メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・ 2次予防：メンタルヘルス不調の早期発見、早期治療
- ・ 3次予防：休職者の職場復帰支援

⇒そのためには、4つのケア

- ・ セルフケア：ストレス等への正しい理解
- ・ ラインケア：部下の相談対応、職場復帰支援
- ・ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア：セルフケア・ラインケアの支援
- ・ 事業場外資源によるケア：情報・助言

⇒そのためには、具体的な取組

- ・ 教育研修（1次予防）
 - ・ ストレスチェック（1次予防）
 - ・ 相談窓口設置（2次）
 - ・ 復帰手順や役割分担（3次）
- など



ストレスチェック

- ・平成27年12月から義務化
- ・1次予防に該当
- ・自らのストレス状況を把握し、職場改善に活かす
- ・労働者50人以上いる事業場では、毎年1回、検査を実施（監督署に報告要）

国が推奨する57項目の質問票 (職業性ストレス簡易調査票)

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 - 非常にたくさんの仕事をしなければならない - 時間内に仕事が処理しきれない - 一生懸命働かなければならない - かなり注意を集中する必要がある - 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ - 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない - からだを大変よく使う仕事だ - 自分のペースで仕事ができる - 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる - 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる - 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない - 私の部署内で意見の食い違いがある - 私の部署と他の部署とはうまく合わない - 私の職場の雰囲気は友好的である - 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない - 仕事の内容は自分にあっている - 働きがいのある仕事だ B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 <table border="0"> <tr> <td>1. 活気がわいてくる</td> <td>7. ひどく疲れた</td> </tr> <tr> <td>2. 元気がいっぱいだ</td> <td>8. へとへとだ</td> </tr> <tr> <td>3. 生き生きする</td> <td>9. だるい</td> </tr> <tr> <td>4. 怒りを感じる</td> <td>10. 気がはりつめている</td> </tr> <tr> <td>5. 内心腹立たしい</td> <td>11. 不安だ</td> </tr> <tr> <td>6. イライラしている</td> <td>12. 落着かない</td> </tr> </table>		1. 活気がわいてくる	7. ひどく疲れた	2. 元気がいっぱいだ	8. へとへとだ	3. 生き生きする	9. だるい	4. 怒りを感じる	10. 気がはりつめている	5. 内心腹立たしい	11. 不安だ	6. イライラしている	12. 落着かない	- ゆううつだ - 何をしても面倒だ - 物事に集中できない - 気分が晴れない - 仕事が手につかない - 悲しいと感じる - めまいがする - 体のふしふしが痛む - 頭が重かったり頭痛がする - 首筋や肩がこる - 腰が痛い - 目が疲れる - 動悸や息切れがする - 胃腸の具合が悪い - 食欲がない - 便秘や下痢をする - よく眠れない C あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？ - 上司 - 職場の同僚 - 配偶者、家族、友人等 あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？ - 上司 - 職場の同僚 - 配偶者、家族、友人等 あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？ - 上司 - 職場の同僚 - 配偶者、家族、友人等 【回答数(4段階)】 A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった C 非常に／かなり／多少／全くない D 満足／まあ満足／やや不満足／不満足 D 満足度について - 仕事に満足だ - 家庭生活に満足だ
1. 活気がわいてくる	7. ひどく疲れた													
2. 元気がいっぱいだ	8. へとへとだ													
3. 生き生きする	9. だるい													
4. 怒りを感じる	10. 気がはりつめている													
5. 内心腹立たしい	11. 不安だ													
6. イライラしている	12. 落着かない													

※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より



- ・パンフレット「職場における心の健康づくり」
(メンタルヘルス指針の解説)



- ・パンフレット「ストレスチェック制度導入マニュアル」
(ストレスチェック（1次予防）の解説)



- ・パンフレット「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」
(3次予防の解説)



- ・兵庫産業保健総合支援センター（兵庫さんぽセンター）
(無料セミナーや個別訪問支援など)



- ・ポータルサイト「こころの耳」
(研修ツールや他社の取組事例など)



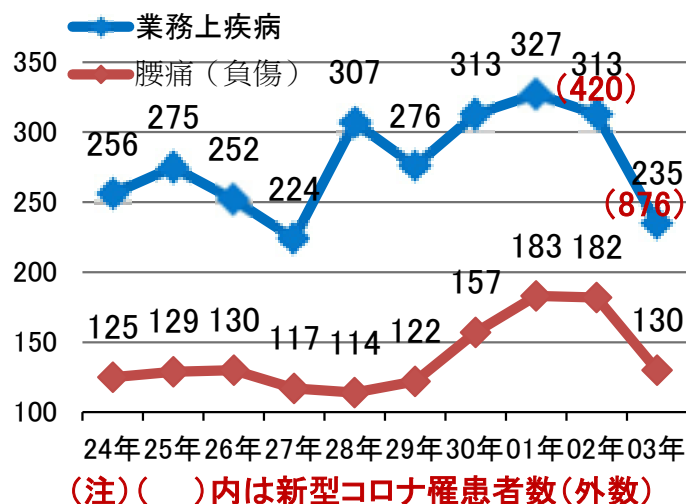
2 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対策

◇腰痛予防対策

腰痛災害は、業務上疾病の5割強を占めており、特に、腰痛災害が多く発生している**社会福祉施設、小売業、運輸交通業**に対し、集団指導、個別指導など、あらゆる機会を捉え、リーフレットを配布し「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図っています。

業務上疾病（兵庫）

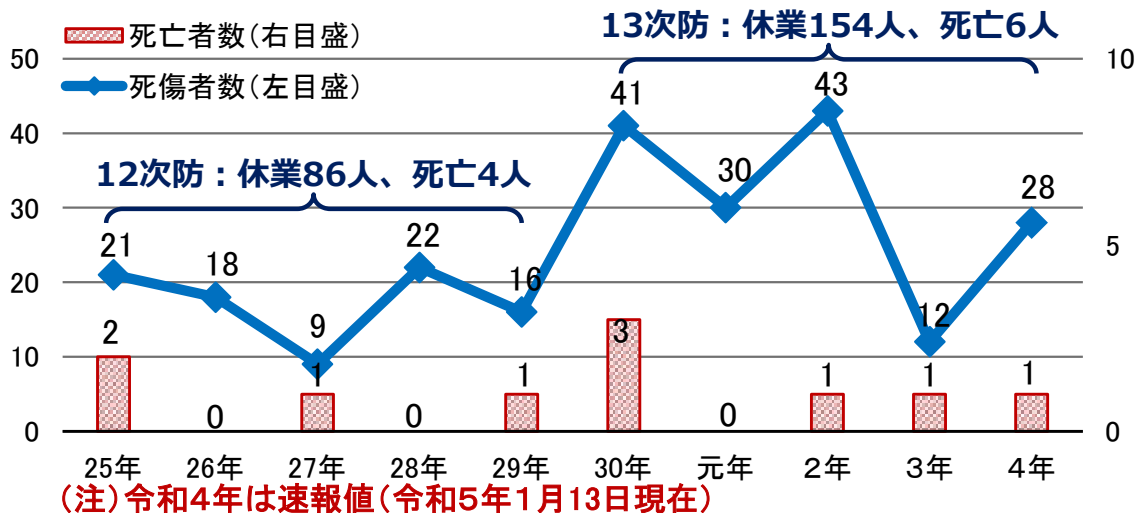


◇熱中症予防対策

熱中症予防対策の取組については、4月を準備期間、7月を重点取組期間、5月から9月をキャンペーン期間として、「**STOP！熱中症クールワークキャンペーン**」を展開し、広報や熱中症予防セミナーを開催するなど、周知啓発を行っています。

本年度の熱中症予防セミナーについては、報道機関の取材を受け、テレビ局（NHK、サンテレビ）でセミナーの様子が放映されています。

熱中症発生状況（兵庫）

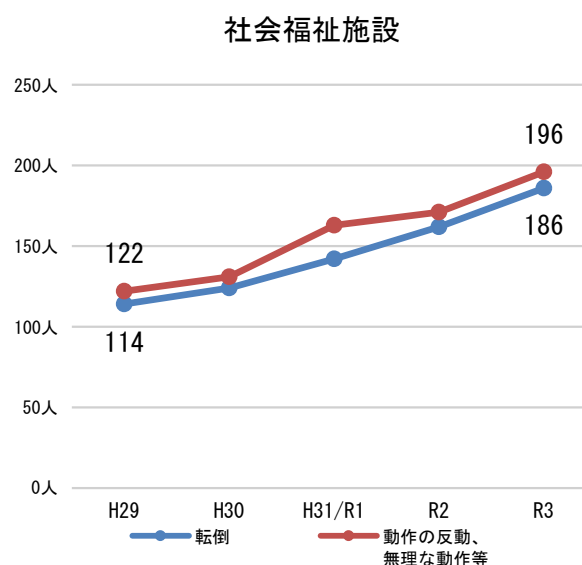
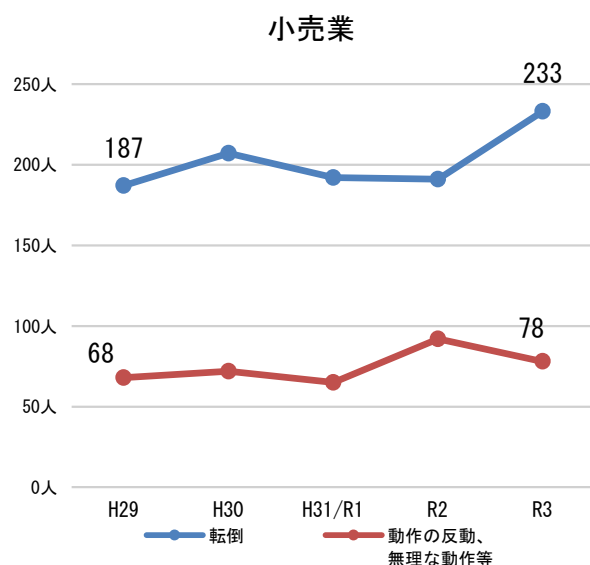


※ グラフは労働者死傷病報告（休業4日以上）により作成

腰痛予防対策

第三次産業で発生する転倒災害や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）は、増加傾向にあり、従来の手法だけでは労働災害は減らせないことから、労働災害防止対策の新たな取組として、令和4年度に小売業及び社会福祉施設について、県内の主要な企業、地方公共団体、関係団体等を構成員とする「兵庫SAFE協議会」を設置し、運営を開始しました。

令和5年度も引き続き「兵庫SAFE協議会」を運営し、安全衛生に関する情報や好事例の提供並びに業界の課題等を共有し、労働災害の減少を図るための支援を行います。



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。



兵庫労働局HP
プレスリリース

（資料出所：兵庫労働局「労働者死傷病報告」）

熱中症予防対策

兵庫労働局が事業者に向けて 熱中症対策を啓発するセミナー／兵庫県

6/13(月) 15:04 配信



ササテレビ



本格的な夏のシーズンを前に兵庫県神戸市で、熱中症予防についてのセミナーが開かれました。



兵庫労働局が開いた熱中症予防のセミナー

兵庫労働局などが開いた熱中症予防のセミナーには、県内の製造業や建設業の経営者らおよそ40人が参加しました。

労働局によりますと、職場での熱中症により毎年全国で600人近くが4日以上以上の休職を余儀なくされていて、このうちおよそ20人が亡くなっているということです。

参加者たちは、健康管理の徹底や職場環境の整備について説明を受けたほか、緊急時の対応として、ためらうことなく救急車を呼ぶことなどを確認していました。

労働局では、日ごろからの熱中症対策を怠らないよう注意を呼び掛けている。

NHK NEWS WEB

兵庫 NEWS WEB

神戸市で職場における熱中症の予防対策を学ぶセミナー

06月13日 17時13分

神戸市では、夏の暑さが本格化するのを前に、職場での熱中症を防ぐための注意点や対策を学んでもらおうと、安全管理の担当者などを対象にしたセミナーが開かれました。

兵庫労働局によりますと、去年、全国で、職場における熱中症によ

り4日以上休んだ人は547人で、4年前からは毎年20人ほどが死亡しているということです。

職場での熱中症を防いでもらいたいと、13日、兵庫労働局などが神戸市でセミナーを開き、企業の経営者や安全管理の担当者などおよそ40人が参加しました。

セミナーでは、兵庫産業保健総合支援センターの豊田隆俊さんが体温が上昇して40度を超えると脳に異常をきたし、意識障害やけいれんを起こすこともあると、熱中症の症状について、解説しました。

そして、特に屋外で作業をする職場では、高温多湿の場所も多く、働くシフトしだいで、体の症状に合わせて休憩がとりにくいことなどに注意を払う必要があると呼びかけました。

さらに対策として、水分や塩分を適切にとり、職場でいつ、どのくらいの量をとったかチェックリストを作ること、日陰のある場所や冷房を備えた休憩場所を近くに設けること、それに、コロナ禍でもマスクを外してよい場面を決めて周知することを紹介しました。

安全管理を担当する大阪・吹田市の建設会社の男性社員は「職場では、水分をしっかりとり、マスクも外せるときは外して、熱中症に気をつけていきたい」と話していました。

3 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進



疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策

◇兵庫県地域両立支援推進チーム

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。

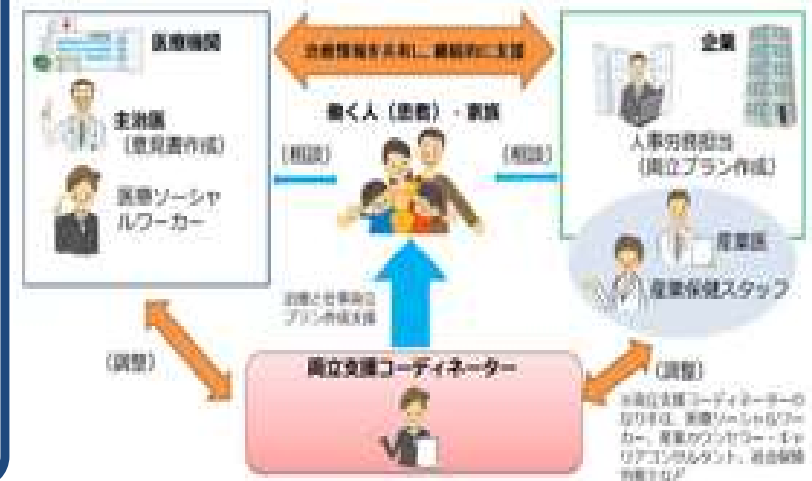
◇アクションプラン！（5か年計画）

推進チームの活動をより積極的に展開させるため、設置期間を令和8年度まで延長し、さらなる取組の推進と治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とする**アクションプラン！（5か年計画）**を策定しました。

◇アクションプラン取組のポイント

- ・ 5か年計画の進捗及び評価
- ・ 専門分科会の設置と運営
- ・ 構成員間の情報共有と連携スキームの確立

＜両立支援のトライアングルサポート体制＞



◇アクションプラン キック・オフ！ 会議

イメージキャラクター「ちりょうざ」

本年度は、新たな計画に基づくキック・オフ会議を開催し、推進チーム内にワーキンググループとして、**好事例集作成部会、イベント・セミナー作業部会、相談支援機関分科会**を設置し、今後、**事例集の作成、イベント・セミナーの開催、各相談支援機関との連携スキームを確立し**、地域における両立支援の促進を図ることとしています。



4 化学物質等による健康障害防止対策の推進



(1) 化学物質による健康障害防止対策

化学物質に関するラベル表示、安全データシート（SDS）交付の徹底や化学物質に係るリスクアセスメントの実施等を推進するとともに、労働安全衛生規則等の改正による「**新たな化学物質規制**」について周知を図っています。

また、有効な呼吸用保護具の適正使用の徹底を図るため、**昨年度の改正特定化学物質障害予防規則説明会に続き、本年度は「フィットテスト」に係る実演及び「新たな化学物質規制」に関する説明会**を3会場で開催しています。

(2) 石綿による健康障害防止対策

改正石綿障害予防規則に基づき、本年4月に施行された「**事前調査結果の報告**」について、建築物等の解体・改修工事業者等に対し、改正石綿則の周知と履行確保を図るため、建設許可業者及び解体業の登録業者**約20,000事業場に対して、周知を目的とした自主点検を実施**しています。

また、**今後は、建設業店社における指導に重点を置き**、計画的に監督指導等を実施することによって、効果的な石綿則の遵守徹底を図ることとしています。

リーフレット（R4.9.7改正）



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ
事前調査は、**令和5年10月1日**
着工の工事から!!
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります!

厚生労働省



石綿総合情報
ポータルサイト

報道関係者 各位

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書を公表します

～化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへの見直し～

厚生労働省の「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（座長：城内博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）は、このたび、化学物質管理に関する規制の見直しについて報告書を取りまとめたので、公表します。

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくなく、法令規制対象外の物質が引き起こす労働災害が頻発しています。

この課題について、令和元年9月に学識経験者、労使関係者による検討会を設置し、国際的な規制動向も踏まえ、15回にわたり議論を重ね、職場における化学物質等の管理のあり方を検討してきました。

厚生労働省は、この報告書を受けて、速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令の改正の検討を進める方針です。

報告書の概要

①今までは、国が事業所の化学物質の取扱状況を調べて、国がリスクアセスメントを行い、有機則、特化則など（特別則）で規制する。

⇒これからは、事業場がリスクアセスメントを行い、自らばく露防止対策を選択する。なお、引き続き、原則※、特別則の適用する。 ※例外規定あり

（一方、国はリスクアセスメント対象物質を順次追加する。）

②今までは、リスクアセスメントの実施までが事業場の義務

⇒これからは、リスクアセスメント実施後のばく露防止対策の実施までが事業場の義務。

③そのために、事業場内部の担当者（化学物質管理者、保護具着用管理責任者）を選任し、事業場外部の専門家（化学物質管理専門家や作業環境管理専門家）から助言等をもらう等の管理体制を確立する。

リスクアセスメント対象物質追加のスケジュール

・2900物質－674物質－環境のみの有害性＝約1800物質

①1800物質を、令和3年度～令和5年度までの3年間で追加

②令和6年以降は、毎年、50～100物質ずつ追加

(ただし、令和6年度は、令和3年度～5年度までの
3年間分(50～100)×3年分＝(150～300)物質を追加)

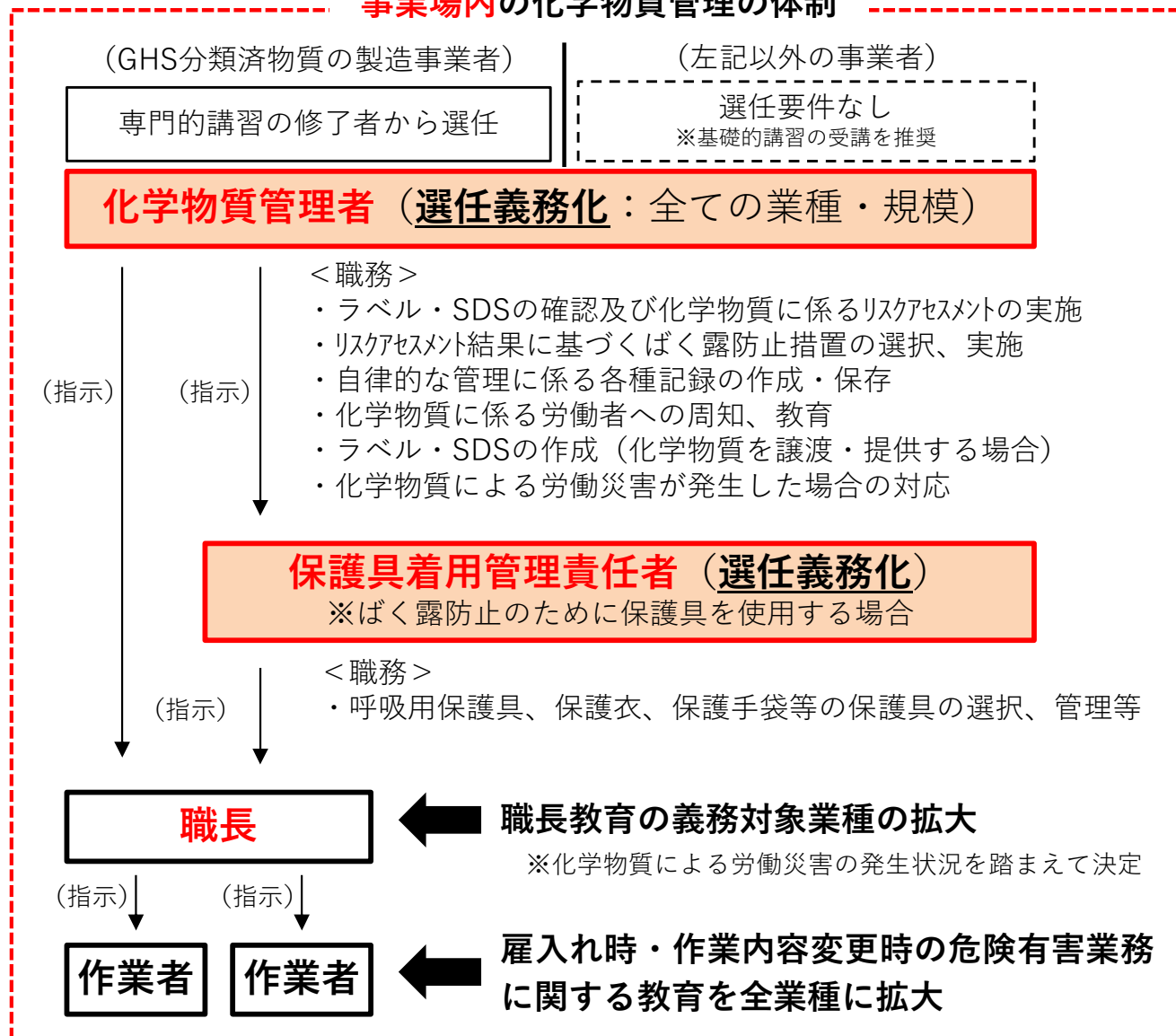
<参考> 国による GHS 分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ラベル表示・SDS交付 義務化 ※施行（義務適用）までの期間は 2～3年	① 250 物質 既存GHS分類済み物質	700 物質	850 物質	② 150~300 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ばく露限界値（仮称）の 設定 ※施行（義務適用）までの期間は 1年程度		150 物質 リスク評価由来等	200 物質	200 物質 許容濃度等が設定されている物質	200 物質	200 物質

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制



- ・化学物質管理専門家
- ・作業環境管理専門家

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

事業場内部と外部の管理体制

- ・ 化学物質管理専門家（原則外部※）

- ① 労災発生時等の改善等に関する助言（詳細は 1－7）

- ② 管理水準が一定以上の認定条件（詳細は 4）

- ※例外：①については、同一法人の別事業場に属する者でも可

- ・ 作業環境管理専門家（外部）

- 作業環境測定結果が第 3 管理区分のときの意見（詳細は 6）

- ・ 化学物質管理者（内部）

- リスクアセスメントの実施責任者（詳細は 2－1）

- ・ 保護具着用管理責任者（内部）

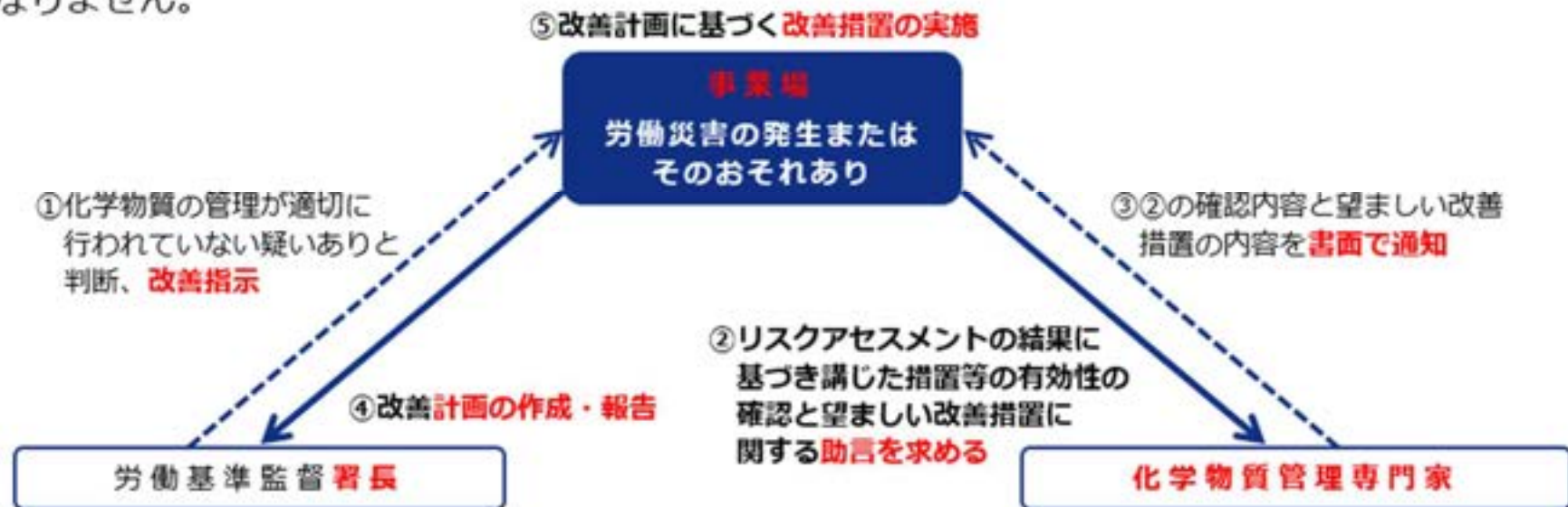
- リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施責任者詳細は 2－2）

化学物質管理専門家

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、**改善を指示**することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家**（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する**助言**を受けた上で、1か月以内に**改善計画を作成**し、労働基準監督署長に**報告**し、必要な改善措置を実施しなければなりません。



1－7について

- ・化学物質管理専門家は、事業場に属さないことが望ましいが、同一法人の別事業場に属する者であっても差し支えない。

- ・化学物質管理専門家の確認を受けるべき事項

- ①リスクアセスメントの実施状況
- ②リスクアセスメントの結果に基づく措置の実施状況
- ③作業環境測定又は個人ばく露測定の実施状況
- ④特別規則に規定するばく露防止措置の実施状況
- ⑤化学物質の管理、容器への表示、労働者への周知状況
- ⑥化学物質等に係る教育の実施状況



1 - 7 について

化学物質管理専門家の要件

- ①労働衛生コンサルタント試験（区分が労働衛生工学）に合格し、登録を受けた者で、5年以上の業務経験※1
- ②衛生工学衛生管理者の免許を受けた者で8年以上の業務経験
- ③作業環境測定士として6年以上の業務経験かつ厚生労働省労働基準局長が定める講習修了（⇒次のスライド）
- ④上記と同等以上の能力を有する者

※1 粉じん則:粉じんの管理に係る業務
粉じん則以外:化学物質の管理に係る業務

・労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等の規定に基づき
厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第274号)
(専門家告示(安衛則等))



・粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第275号)
(専門家告示(粉じん則))



1-7について

厚生労働省労働基準局長が定める講習

化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について
(令和5年1月6日付け基発0106第2号)



1 講習機関の要件

作環法第32条第1項の登録を受けた登録講習機関であること。

2 受講資格

講習の受講資格は、作業環境測定士であって、作業環境測定士としての実務経験を6年以上有する者とする。また、1の講習機関において、受講者が受講資格を満たすことの確認を行うこと。

3 講師

講師は、以下に示す者のいずれかであること。

- 1) 化学物質管理専門家の要件を満たす者
- 2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又はこれに相当する外国の学校において、理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあった者又は理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目の研究により博士の学位を授与された者

1-7について

4 講習の内容

(1) 講習の内容は、次の表のとおりとすること。

科目	範囲	時間
化学物質等のばく露評価等	ばく露評価の基礎、ばく露測定評価法、個人ばく露測定の進め方、化学物質等の危険性又は有害性等の調査における作業環境測定と個人ばく露測定、生物学的モニタリング等	6時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	化学物質等の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録、ILOの化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)、気中ばく露濃度推定モデル、化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する関係法令等	4時間
化学物質等の危険性又は有害性	化学物質等の発散抑制のための工学的対策並びに保護具の種類、性能、使用方法及び管理等	8時間

等の調査の結果に基づく措置等		
化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)と危険有害性クラス及び危険有害性区分、ラベル表示及び安全データシート、危険有害性情報の収集、発がん性の分類及び機序等	5時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	量-反応関係、しきい値、無毒性量(NOEL)、最小毒性量(LOEL)、不確実係数、ばく露限界等	5時間
有害物質の動態等	有害物質のばく露経路(経口・吸入・経皮)と体内での代謝経路、化学物質の有害性試験等	5時間



1－7について

同等以上の能力を有する者とは

- ①労働安全コンサルタント試験（区分が化学）に合格し、
5年以上の業務経験（前ページと同じ※印）
- ②一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会の
CIH労働衛生コンサルタント
- ③公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジ
ニスト又は海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダス
トリアルハイジニスト
- ④公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
- ⑤衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（区分が労働衛
生工学）の合格者）に選任され5年以上の業務経験

・労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等の適用等について（令和4年9月7日付け基発0907第1号）
（専門家告示と講習告示の制定趣旨、内容など）



1-7について

報告様式

様式第4号（第34条の2の10関係）

改善計画報告書

事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号（ ）		
	電話（ ）		
所轄労働基準監督署長から改善指示を受けた日	年 月 日		
化学物質管理専門家から通知を受けた日	年 月 日		
改善計画の作成日	年 月 日		
通知を行った化学物質管理専門家	所属事業場名		
	氏 名		
備 考 欄			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 通知を行った化学物質管理専門家が、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを添付すること。
- 2 化学物質管理専門家が作成した労働安全衛生規則第34条の2の10第3項に規定する確認結果及び改善措置に係る助言の通知の写しを添付すること。
- 3 労働安全衛生規則第34条の2の10第4項に規定する改善計画の写しを添付すること。



化学物質管理専門家

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、**2023(R5).4.1施行** その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）についてし、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメント個別規制の適用を除外に基づく管理）に委ねることができます。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する **2023(R5).4.1施行** 特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

⇒この4と5は、特別則の原則適用に関する例外規定に該当します。
（「報告書の概要」スライド参照）



4 について

- ・ 適用除外認定のための要件

- ① 専属の化学物質管理専門家を配置

- (作業場の規模、物質の種類や量に応じた適切な人数)

- ② 過去3年間、申請に係る全ての化学物質について、
死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していない

- ③ 過去3年間、申請に係る全ての化学物質について、
作業環境測定結果が第1管理区分

- ④ 過去3年間、申請に係る全ての化学物質について、
特殊健康診断で異常所見がある労働者がいない

- ⑤ 過去3年間に1回以上、事業場に属さない化学物質
管理専門家による評価を受け、必要な措置が適切に講じられている

- ⑥ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反なし

- ・ 特殊健康診断や保護具の使用については適用除外なし

- ・ 3年ごとの認定更新が必要

作業環境管理専門家について

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、**外部の作業環境管理専門家の意見**を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の**改善が可能な場合**、**必要な改善措置**を講じ、その**効果を確認するための濃度測定**を行い、結果を評価しなければなりません。



(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

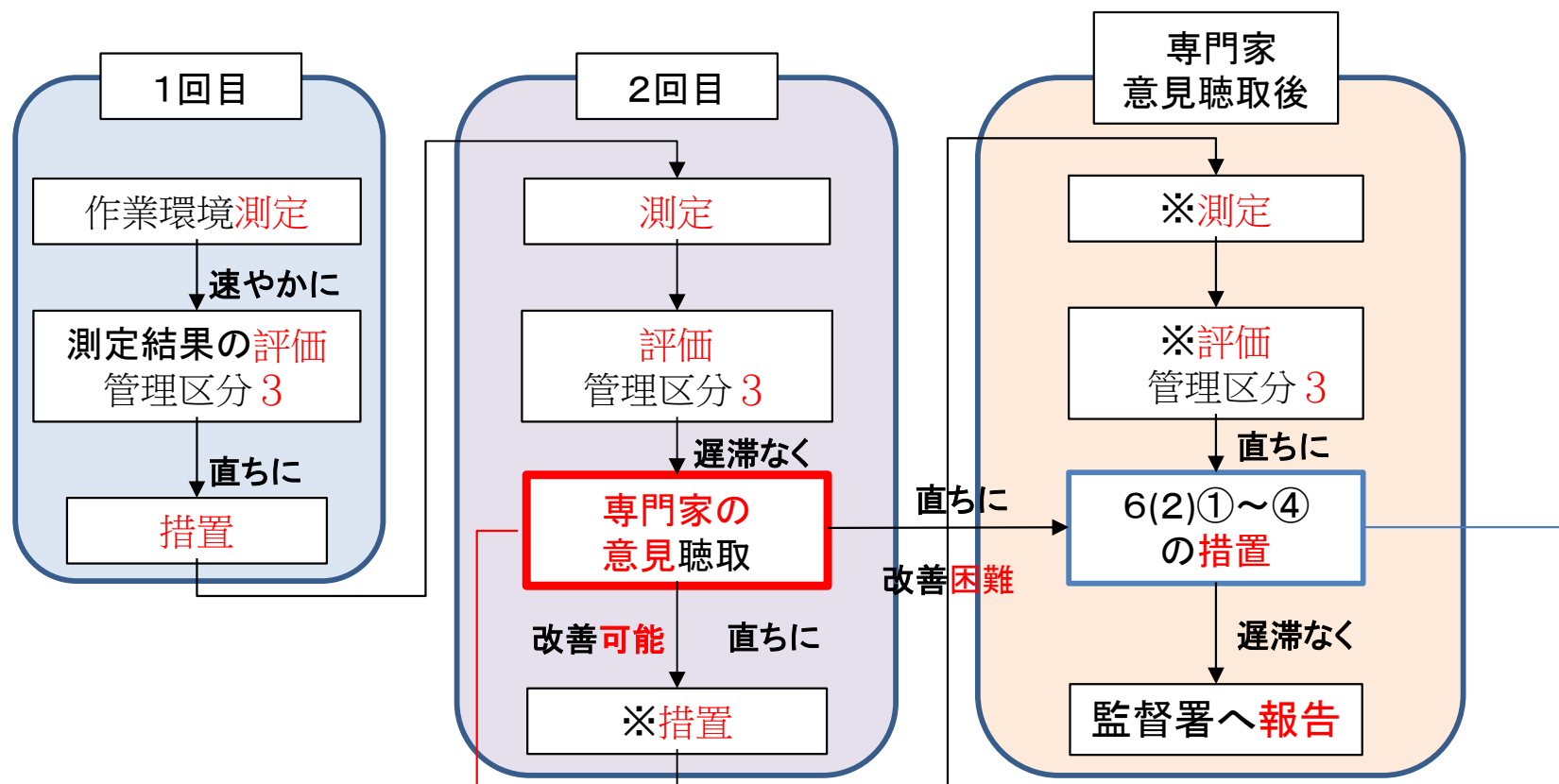
- ① **個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定**を行い、その結果に応じて労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が**適切に装着されていることを確認**すること。
- ③ **保護具着用管理責任者を選任**し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の**作業環境管理専門家の意見**の概要と、(1)②の措置と**評価の結果**を労働者に**周知**すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、**遅滞なく**この措置の内容を所轄労働基準監督署に**届出**を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① **6か月以内ごとに1回**、定期的に、**個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定**を行い、その結果に応じて労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること。
- ② **1年以内ごとに1回**、定期的に、呼吸用保護具が**適切に装着されていることを確認**すること。



6について



作業環境管理専門家が、第1又は2管理区分とすることが可能と判断した場合は「※措置」→「※測定」→「※評価」の流れ。

専門家が、第1又は2管理区分とすることが困難と判断した場合は、各※を省略し、「意見聴取」→「6(2)①～④の措置」の流れ。

6 について

・作業環境管理専門家の要件

- ①化学物質管理専門家
- ②労働衛生コンサルタント（試験区分が労働衛生工学の合格者）又は労働安全コンサルタント（試験区分が化学の合格者）であって3年以上の化学物質又は粉じんの管理業務経験
- ③衛生工学衛生管理者として6年以上
- ④衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）合格者）に選任された者で3年以上の業務経験
- ⑤作業環境測定士として6年以上
- ⑥作業環境測定士として4年以上の業務経験かつ公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習修了
- ⑦オキュペイショナル・ハイジニスト資格保有者等



6 について

特化則の報告様式

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（表面）

第三管理区分措置状況届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話（ ）		
労働者数	人		
第三管理区分に区分された場所において製造し、又は取り扱う特定化学物質の名称			
第三管理区分に区分された場所における作業の内容			
作業環境管理専門家の意見概要	所属事業場名		
	氏名		
	作業環境管理専門家から意見を聴取した日	年 月 日	
		第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否	可 ・ 否
	意見概要	可の場合、必要な措置の概要	
呼吸用保護具等の状況	有効な呼吸用保護具の使用		有 ・ 無
	保護具着用管理責任者の選任		有 ・ 無
	作業環境管理専門家意見等の労働者への周知		有 ・ 無

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【1／2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
化学物質 管理体制 の見直し	ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加 (1-1) 【法第57条の2、令別表9】			●
	ばく露を最小限にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること） (1-2 (1)) 【安衛則第577条の2第2項】		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 (1-2 (1)) 【安衛則第577条の2第2項～4項】（令和5年4月1日～） 【安衛則第577条の2第10項～12項】（令和6年4月1日～）		●	
	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質） (1-3) 【安衛則第594条の2、3】		●	●
	衛生委員会付議事項の追加 (1-4) 【安衛則第22条】		●	●
	がん等の遅発性疾病の把握強化 (1-5) 【安衛則第97条の2】		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 (1-6) 【安衛則第34条の2の8】		●	
	化学物質労災発生事業場への労働基準監督署長による指示 (1-7) 【安衛則第34条の2の10】			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等 (1-8 (1)) 【安衛則第577条の2第3項、4項、5項、8項、9項】			●
	がん原生物質の作業記録の保存 (1-8 (2)) 【安衛則第577条の2第3項】（令和5年4月1日～） 【安衛則第577条の2第11項】（令和6年4月1日～）		●	

新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【2／2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
実施体制の確	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化 (2-1、2-2) 【安衛則第12条の5、6】			●
	雇入れ時等教育の拡充 (2-3) 【安衛則第35条】			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 (2-4) 【安衛施行令第19条】		●	
情報伝達の強化	S D S等による通知方法の柔軟化 (3-1) 【安衛則第34条の2第3項】	●		
	S D S等の「人体に及ぼす作用」の定期確認および更新 (3-2) 【安衛則第24条の15第1項及び第3項】、【第34条の2の5第2項及び第3項】		●	
	S D S等による通知事項の追加および含有量表示の適正化 (3-3) 【安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6】			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化 (3-4) 【安衛則第33条の2】		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (3-5) 【安衛施行令第9条の3】		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外 (4) 【特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2】		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和 (5) 【特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条4項】		●	
	第3管理区分事業場の措置強化 (6) 【特化則第36条の3第2項、有機則第28条の3第2項、鉛則第52条の3第2項、粉じん則第26条の3第2項】			●

関係法令等

- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(令和4年厚生労働省令第91号)
(規則等の改正条文の詳細)



- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について
(令和4年5月31日付け基発0531第9号 令和4年9月7日改正)
(施行通達) (規則等の改正の趣旨、概要、詳細事項)



- ・化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件 (令和4年厚生労働省告示第190号)
(令和4年5月31日)



- ・労働安全衛生規則第12条の第3項第2号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習
(令和4年厚生労働省告示第276号) (講習告示)
(化学物質管理者講習の科目、内容、時間など) (リーフ2-1)



関係法令等

- ・ 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について
(令和4年12月26日) ([リーフ2-2](#))



- ・ 労働安全衛生規則577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について (令和4年12月26日) ([リーフ1-8](#))
(作業記録や健康診断記録の保存期間が30年となるがん原性物質の詳細)



- ・ 第3管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等に関する告示について (令和4年11月30日プレスリリース) ([リーフ6](#))



4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

粉じん障害防止対策

粉じん障害防止対策として、「兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」を策定し、**9月**を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、「粉じん対策の日」の設定、「保護具着用管理責任者」の選任、呼吸用保護具の着用の徹底など、より一層の徹底を図っています。

◇実施事項

- 1 集団指導、個別指導及び監督指導の実施による**粉じん則、じん肺法**の履行確保
- 2 計画届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施
- 3 **電動ファン付き呼吸用保護具**の活用周知
- 4 労働災害防止団体、事業者団体等に対し、傘下事業場に対する粉じん則、じん肺法、「**粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置**」及び**健康管理手帳制度**の周知依頼
- 5 全国労働衛生週間準備期間の**9月**を「**粉じん障害防止総合対策推進強化月間**」とし、当該月間中における各種行事の開催を要請及び啓発活動の実施
- 6 「**ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン**」の周知
- 7 兵庫産業保健総合支援センター又はその各地域窓口（地域産業保健センター）の支援事業の活用勧奨

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度～平成34年度）」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

第9次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. じん肺健康診断の着実な実施
5. 離職後の健康管理の推進
6. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業

など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事務所衛生基準のあり方に関する検討会報告書 (令和3年3月24日)

(背景)

- ・昭和47年に事務所則が施行されて以降、平成16年に一度だけ改正
- ・事務所を取り巻く環境は様々変化
- ・職場環境の整備は女性、高齢労働者、障害のある人等を含め
全ての労働者の働きやすい環境整備の観点から見直し求められる。
- ・働き方改革関連法案における審議（平成30年参議院厚生労働委員会「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」）

(開催経緯)

令和2年8月～令和3年2月まで、計6回開催

(見直された項目)

- ・照度：現行基準を1段階引き上げ
- ・トイレ：設置要件の緩和
- ・救急用具：具体的な品目の規定削除。

など





(施行日)

令和3年12月1日

(照度は令和4年12月1日)

リーフレット「ご存知ですか？職場における労働衛生基準が変わりました」



通達事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令和3年12月1日）



兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（案） （14次防）（2023～2027） 労働衛生関係

（アウトプット指標とアウトカム指標）



第14次労働災害防止計画（案）

1 第14次労働災害防止計画の重点事項（労働衛生関係）

- （1） 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- （2） 労働者の健康確保対策の推進
 - ① メンタルヘルス対策
 - ② 過重労働対策
 - ③ 産業保健活動の推進
- （3） 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ① 化学物質による健康障害防止対策
 - ② 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - ③ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - ④ 電離放射線による健康障害防止対策

2 アウトプット指標とアウトカム指標

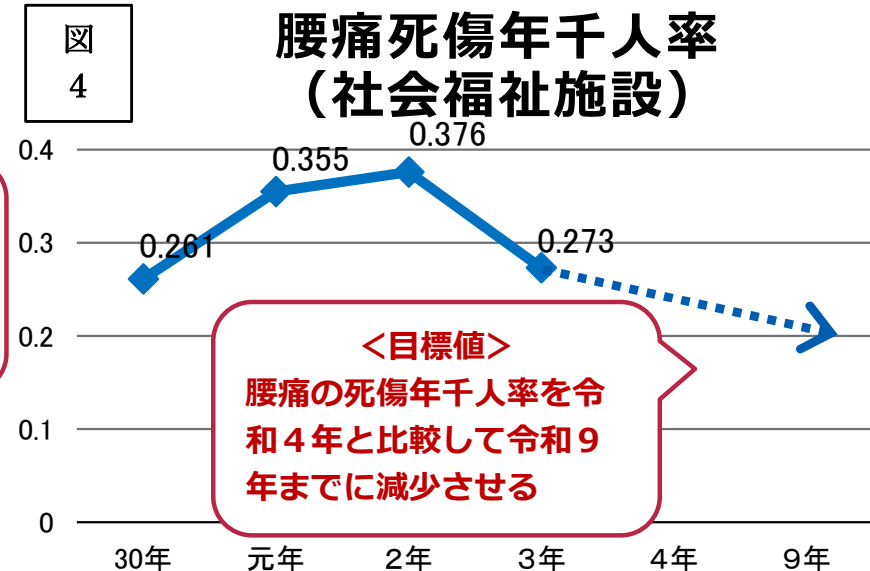
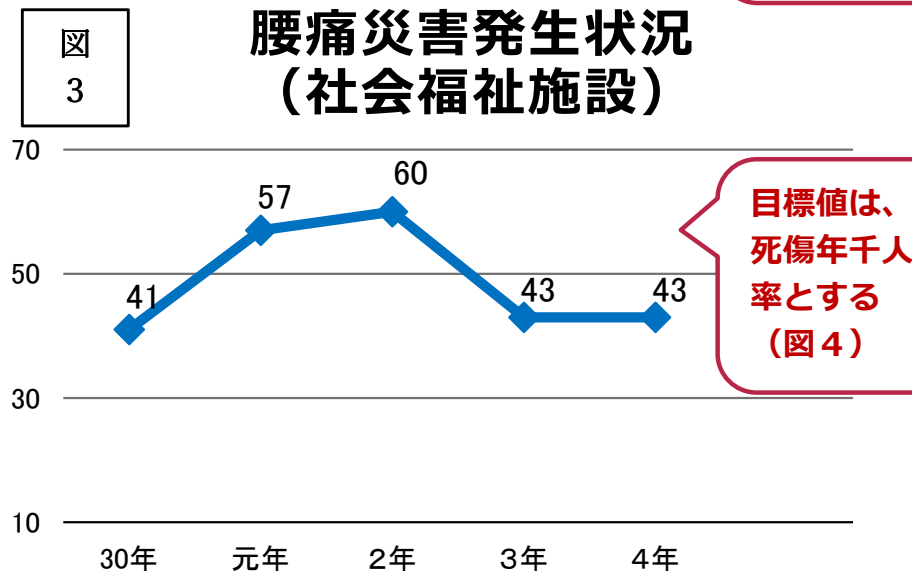
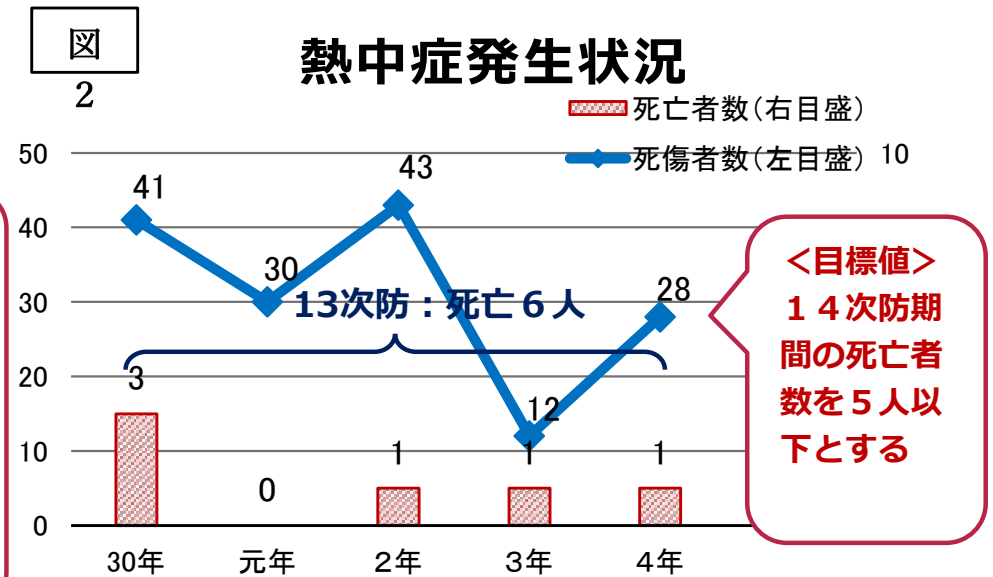
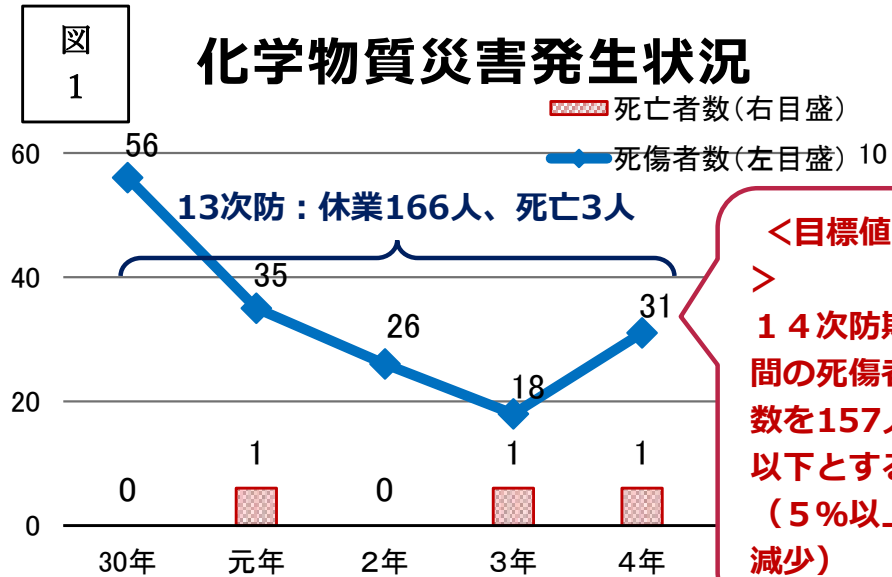
- （1） 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力のもと、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、国はその達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱い、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。
- （2） アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと、試算により算出した目安であり、計画期間中は従来のように単にその数値の達成状況のみの数値比較をして評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進		
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	(1) 職場における腰痛予防対策指針に基づく作業態様に応じた腰痛予防対策の推進 (2) 福祉用具（機器）の導入による省力化の促進	増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
2 労働者の健康確保対策の推進		
(1) 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 (2) 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	(1) 年次有給休暇について、集中的な広報による取得促進 (2) 助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用、好事例・運用マニュアルの周知	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
(3) メンタルヘルス対策（50人以上）に取り組む事業者の割合を2027年までに100%を目指す。 (4) 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）に基づく対策の推進 (2) ストレスチェック制度の履行確保とストレスチェック結果に基づく集団分析を活用した職場環境改善の促進	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
(5) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	(1) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた産業保健活動の支援 (2) 兵庫県地域両立支援推進チームの活動を通じ、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化	労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。（指標は立てず）

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
3 化学物質等による健康障害防止対策の推進		
(1) 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までにそれぞれ80%以上とする。 (2) 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	(1) 労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けた周知徹底 (2) 化学物質に関するラベル表示、安全データシート（SDS）交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの推進 (3) 厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント等の支援	化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
(3) 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	(1) 職場における熱中症予防基本対策要綱の周知及びSTOP！熱中症クールワークキャンペーンの推進 (2) 熱中症予防対策の実施を促進するために、暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及促進	増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

※上記のアウトプット指標及びアウトカム指標の数値目標は仮案・精査中、今後見直すこともあり得えます。

目標設定について



（注）令和4年は、速報値を示す。

作業環境測定機関に対する監査指導について

○監査指導の趣旨

作業環境測定結果は、事業場における労働衛生対策の基礎となる重要なものであり、作業環境測定機関の業務の適正な運営を確保するため、作業環境測定法第41条1項に基づき実施するもの。

○確認事項

- ・ 作業環境測定機関登録証（原本）
- ・ 業務規程、測定料金表
- ・ 作業環境測定業務に関する組織図（各事務所を含む。）
- ・ 作業環境測定士名簿及びその資格証明書の原本又は写し
- ・ 帳簿類（作業環境測定結果の記録（チャートその他資料含む。））、受付処理簿、測定料収納簿、見積書、請求書等）
- ・ 作業環境測定結果報告書（証明書）
- ・ 測定機器等台帳、備品管理簿、点検記録
- ・ 事業報告書
- ・ 測定機器等の確保、整備状況

など



○要改善事項の主なもの

- ☑再委託の手続きが業務規定に記載されていない。
⇒Q&A「問 1 – ii – 5」を参照
- ☑デザイン、サンプリング及び分析の全てを再委託している。
⇒Q&A「問 1 – ii – 2」を参照
- ☑受付処理簿を作成していない。
- ☑業務規程の内容が実態と合っていない。
例) 測定士一覧、機器一覧等
- ☑機関登録時に有していた機器等を廃棄している。
例) 重量分析法による結晶質シリカ含有測定器
⇒機関が有すべき機器等の詳細については次ページの告示及び通達を参照
- ☑測定料金と他の費用との合算から一括で値引きしている。
- ☑測定料金部分から値引きしている。
⇒やむを得ず値引くときは間接経費等からに限定し、その旨業務規程に記載。

関係告示等

- ・作業環境測定法施行規則第54条第2号の規定に基づき
厚生労働大臣の定める基準（告示）（昭和51年2月7日）
（**機関が設置すべき機器及び設備**）



- ・作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備
を定める告示の施行について（通達）（昭和51年2月18日）
（**機器及び設備が有すべき性能等**）



- ・作業環境測定法についての質疑応答集（**Q&A**）（H27年9月15日）



終

ご清聴ありがとうございました。

